別表25項中「平成23年12月22日」の次に「及び平成24年11月21日」を加え、「06007xxx99x41」を

06007xxx99x41x
010010xx99051x
180060xx97xxxx
180060xx99xxxx

に改め、同表に次のように加える。

45	セツキシマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果（平成24年12月21日に、薬事法第14条第9項の規定により、既に承認されたものに係るものに限る。）に係るものに限る。）	0300Lxxx0103xx
		0300Lxxx0104xx
		0300Lxxx0113xx
		0300Lxxx0114xx
		0300Lxxx97x3xx
		0300Lxxx97x4xx
		0300Lxxx97x5xx
		0300Lxxx99x3xx
		0300Lxxx99x4xx
		0300Lxxx99x5xx
46	リツキシマブ（遺伝子組換え）（薬事法第14条第9項の規定による承認事項の一部変更の承認申請であって、申請書に添附しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添附を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添附を省略して行うことが適当と認められるものとして厚生労働省設置法第11条に規定する薬事・食品衛生審議会が平成25年1月31日に事前の評価を終了したものに係る効能又は効果に係るものに限る。）	070560xx97x0xx
		070560xx97x1xx
		070560xx99x0xx
		070560xx99x1xx
		130140xxxxxxxx
47	B型ボツリヌス毒素（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	010180xx99x0xx
48	セルトリズマブ　ペゴル（遺伝子組換え）（当該薬剤の添附文書において記載された効能又は効果に係るものに限る。）	070470xx99x4xx

○農林水産省告示第四百九十八号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年二月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

表群馬県の項中「前橋市農業協同組合」を削る。

○経済産業省告示第二十号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第二十六条第一項の規定により、同法第十四条第一項に規定する指定調査機関について、次のとおり調査の業務の全部の廃止を許可したので、同法第二十六条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年二月二十二日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　名称　公益財団法人日本適合性認定協会

二　住所　東京都品川区東五反田一丁目二十二番一号

三　指定調査機関が行う調査の業務に係る国外適合性評価事業の区分　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）第二条第七号の国外適合性評価事業

四　廃止の日　平成二十五年二月二十四日

○国土交通省告示第百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石原上谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

宮崎県延岡市北川町川内名

字石原　三五八七番三

三五八九番一及び三五八九番二

字石原山　三七五八番

字下ツヅラ山　三七八四番二七

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

宮崎県延岡市北川町川内名

字石原　三五八七番一

三五八六番地先水路敷

三五八七番三地先水路敷

三七五九番

三七五八番

三七五七番一

三七五七番二

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

不土野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県東臼杵郡椎葉村大字不土野

字天包　一五八一番二八

一五八一番一九

一五八二番二五地先河川敷

一五八二番五八

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

渡司川2

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県都城市美川町

二六三七番一二三　一号から四号まで

二六三七番二一　五号

二六四四番一　六号から八号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

汗田谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県日南市南郷町中村

字汁田　乙三五八二番　一号及び二号

乙三五八四番　三号

乙三五八九番　四号

乙三五九二番　五号

一号から十三号までと十三号から十六号までと五号及び六号と七号と八号から十一号までと十二号

一号及び二号

三号及び四号